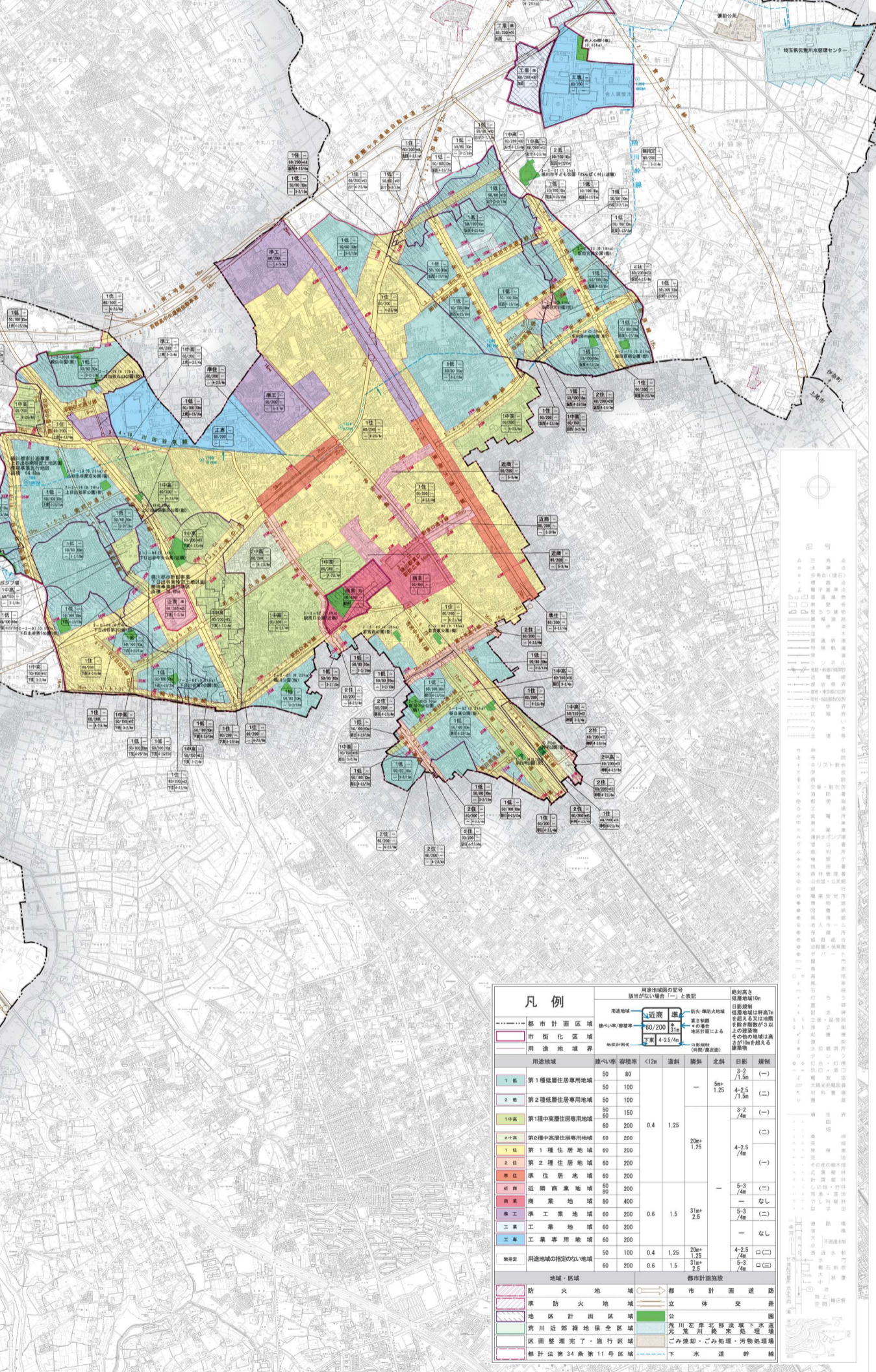
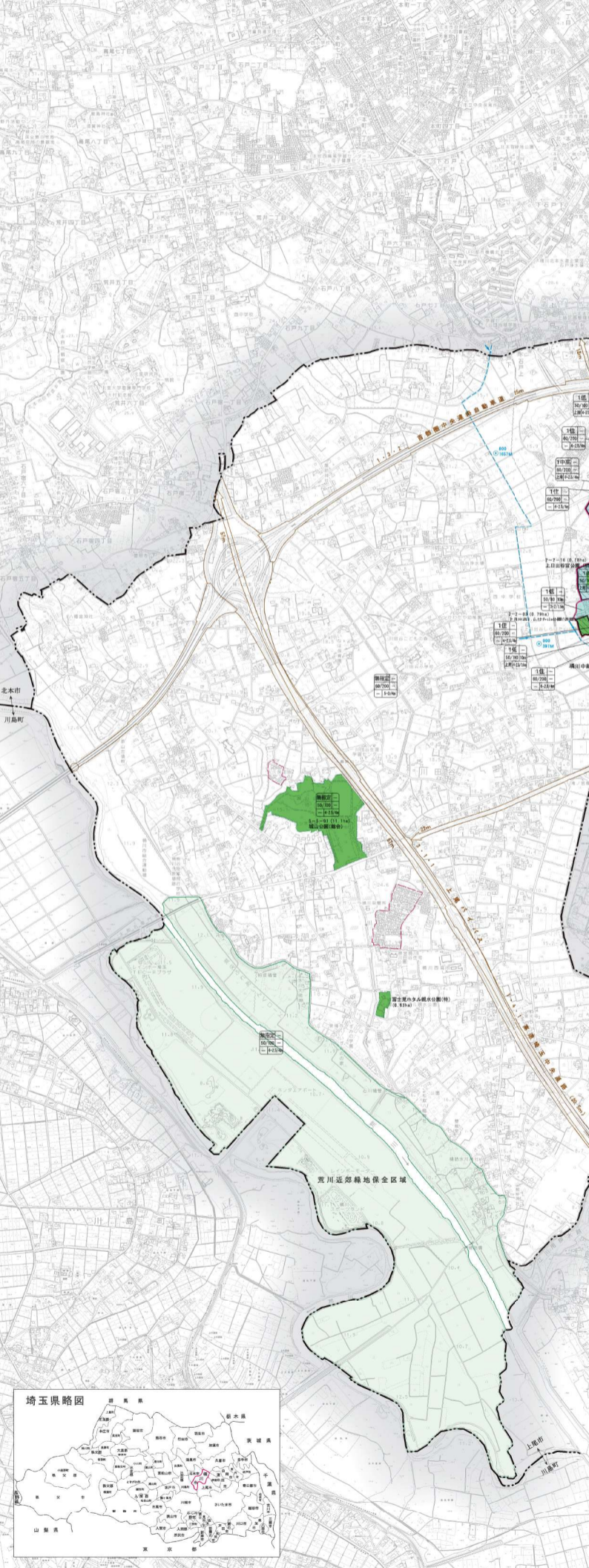


# 桶川都市計画図

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域に変更なし

都市計画区域		用途地域	
S26.9.11	●桶川市、上尾市、都市計画区域に編入(旧法)	編入	629ha
S31.12.3	●S30.1追加附帯、S30.3川口地区合併	合併	2,500ha
H15.10.8	●S31.4上尾市戸本一帯編入	編入	2,520ha
S45.8.25	●新法による編引き 市街化 800ha	編引き	800ha
S61.2.14	●新法(赤池1・2丁目)	第2回	819ha
H15.10.8	●上尾市行政界変更(桶川2、若宮2、朝日1・2・3地区)で入替 第3回編引き ±1.1ha	第3回	819ha
H29.1.27	●加納地区(加納東)	第7回	820ha
S60.9.26	●新法による地域地区 586.3ha		
S40.12.28	●第1回編引き 住699ha、商18ha、準66ha、工21ha 合計800ha		
S48.1.16	●都市計画決定時決定 8種		
S60.9.24	●駅西口(商業・近郊・2種等)と路線住居		
S61.2.14	●第2回編引き 東部工業団地(赤池1・2丁目)工業・工業		
H1.10.3	●下尾出野アリス住居と朝日(若宮中裏編)路線住居		
H3.9.10	●東田東線跡住居と公共用地		
H4.1.17	●下西(下尾出野中央通り線跡住居)		
H4.1.17	●第3回編引き 上尾行政界変更(桶川2、若宮2、朝日1・2・3地区) 1等0.2 住宅2		
H5.10.8	●住居系用途地域の変更 8種→12種		
H8.3.26	●神明(2位・2中高・1中高)		
H8.11.19	●坂田西(2位・1位・1中高・2低・1低)		
H9.11.11	●建築基準法改正に伴う変更 種々(1)の都市計画決定		
H10.1.7	●坂田西(1低 0位 1中高 1位 0位)と路線住居		
H10.1.7	●上尾出野北部(1低・1位)用途地域廃止		
H20.11.28	●上尾出野(商業・近郊・1位)		
H22.3.12	●下尾、下西、境の官線跡		
H23.1.22	●下尾(0位)		
H23.1.22	●駅東口、駅北、駅東口通り線跡		
H29.1.27	●第7回編引き 加納東(工業)		



凡例		用途地域の記号		都市計画区域	
1低	第一種低層住居専用地域	50	80	1低	第一種低層住居専用地域
2低	第二種低層住居専用地域	50	100	2低	第二種低層住居専用地域
1中	第一種中高層住居専用地域	50	150	1中	第一種中高層住居専用地域
2中	第二種中高層住居専用地域	60	200	2中	第二種中高層住居専用地域
準住	準住居地域	60	200	準住	準住居地域
近郊	近郊準住居地域	60	200	近郊	近郊準住居地域
商業	商業地域	80	400	商業	商業地域
工業	工業地域	60	200	工業	工業地域
工業	工業専用地域	60	200	工業	工業専用地域
無指定	用途地域の指定のない地域	50	100	無指定	用途地域の指定のない地域
無指定	用途地域の指定のない地域	60	200	無指定	用途地域の指定のない地域